

# 就労系福祉サービスとは

就労系福祉サービスは、障害のある方が働くことを支援するサービスです。

「就労移行支援事業」

「就労継続支援 A 型事業（雇成型）」

「就労継続支援 B 型事業（非雇成型）」の 3 つがあります。

「就労移行支援事業」とは・・・

このサービスでは、就労に必要な知識や能力を高めるとともに、就労に関する相談や支援を行います。ご本人の適性に見合った職場への就労と定着をめざします。利用期間には上限があります。（一般型は 2 年、資格取得型は 3～5 年）。企業などで一般就労を希望する 65 歳未満の方が利用できます。

「就労継続支援 A 型事業（雇成型）」とは・・・

このサービスでは、事業所が雇用契約に基づいて、就労や生産活動の機会を提供します。知識および能力向上のための訓練も行い、一般企業などでの就労をめざすこともできます。

障害のため現状では一般企業などで就労することが難しいが、一定の支援があれば労働者として雇用の形で働ける方が対象となります。利用期間の制限はありません。

「就労継続支援 B 型（非雇成型）」とは・・・

このサービスでは、事業所が生産活動やその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識および能力向上のための訓練を行います。雇用契約は結びません。

以前一般企業などで就労したけれど年齢や体力面で継続困難になった方や、就労移行支援（上記）を利用したけれど雇用に結びつかなかった方などが対象となります。働く力や体力が向上した場合は一般就労に向けた支援も行います。利用期間の制限はありません。

詳しくは、お住まいの市町村の福祉の窓口または

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/syogai/handbook/service/>で見ることができます。